

ハットフィールド会計学に対する ディクシー会計学の影響

加 藤 盛 弘

はじめに

I ディクシー『監査論』英米版の相違

II 資産評価論への影響

III 配当可能利益算定への影響

おわりに

はじめに

今日、会計学は大きな転換期にある。伝統的な費用配分理論が情報理論にとってかわられようとしている。このようなときに、ハットフィールド会計学について考察することは重要な意味をもつと考える。なぜなら、ハットフィールドの『近代会計学』(H. R. Hatfield, *Modern Accounting*, 1909) はイギリス、ドイツの会計学の影響をうけながら、それまでの技術的な簿記論をのりこえて、「会計学」を確立したといわれる文献だからである。¹ 新らしく理論が確立される過程において、それまでの理論から何が継承され、何がつけ加えられたのか。そしてその理由は何か。このことを知ることは、一つの理論の形成過程を学ぶうえにおいてとりわけ重要であ

1 アメリカ会計学の確立を徴表する文献としては Hatfield, *Modern Accounting* をあげる人が多い。黒沢清教授、木村和三郎教授もその一人であり、わたくしもそのように考えている。

り、今日の新しい理論の形成過程を検討するうえにおいても、重要な示唆を与えてくれるものとする。

ハットフィールドの『近代会計学』はイギリス、ドイツの会計学から多大の影響をうけている。黒沢教授はその影響について、つぎのように記しておられる。

「……ハットフィールドは資産評価に関して、三つの問題を提起して、これが解決の方法を論じたのであるが、その場合彼は、英独の文献に依存するところがすくなくなかったようである。第一の問題、すなわち、貸借対照表能力の問題については、彼はドイツの貸借対照表法学者ジモンおよびレームの見解を祖述した。第二の問題、すなわち、資本的支出と収益的支出との区分については、イギリスの会計学者ディクシー、ピックスレー等の見解に従っている。第三の問題、すなわち、貸借対照表日における資産評価に関しては、ジモンおよびレームの使用価値説 (Gebrauchswerttheorie) を承継したのであった。²」

そしてさらに、英独会計学のハットフィールド会計学に対する影響の位置づけについては、つぎのように主張される。

「……ハットフィールド会計学は、ドイツ貸借対照表理論における主観主義ならびにイギリス会計学における保守主義の影響のもとに、貸借対照表問題の解決を中心課題として形成されたものであるから貸借対照表評価の原則を論及することがその主要テーマであった。しかし、ハットフィールドは、当時のイギリス会計学で取り扱われていた会計的諸問題については、ひととおりの注意を向け、資本主理論および主観主義の理論的フレームのなかにこれらを体系化することをこころみたのであった。³」

このように、ハットフィールド会計学は、たしかに英独の会計学の影響を強くうけ、しかも、資本主理論および主観主義理論という容器のなかに当時

2 黒沢清「米国会計学発展史序説」(『経営学全集第3巻, 米国会計学(上)』東洋経済新報社, 1956年), 257ページ。

3 同論文, 266ページ。

の会計問題の素材を投げこみ、その展開をイギリス会計学に学ぶ、というものであった。しかし、とり扱われている会計上の具体的諸問題が当時のイギリス会計学で扱われていた同題とまったく同じだとはいえないし、また、それにつきるものでもなかった。取りあげられた中心問題が貸借対照表上の評価原則そのものであるともいえない、と考える。ハットフィールド自身、「論争の余地ある問題のほとんどは株式会社の貸借対照表および株式資本金に関係があった」(傍点引用者)というように、資本金に関する問題も重要な問題であることを示している。資産評価原則以外に、株式資本金問題が重要な問題であり、しかもその問題がディクシー会計学では扱われていない問題なのである。このことは、どのような意味をもつのであろうか。

そこで、本稿では、ディクシー会計学のハットフィールド会計学に対する影響を考察することを通じて、ハットフィールド会計学(当時のアメリカ会計学)の課題を明らかにしよう。

I ディクシー『監査論』英米版の相違

ハットフィールド会計学はディクシー会計学の紹介にすぎない、という意見さえ聞くことがある。たしかに、ハットフィールド『近代会計学』の具体的諸問題についてのとり扱いは、のちに検討するように、ディクシー会計学のそれと著しく類似している。そのように類似した理由には、巨額のイギリス資本がアメリカに進出し、それにともなって多くのイギリス会計士がアメリカに渡り、会計業務に従事したことも、1つの要因として考えられよう。黒沢教授は、この点についても、つぎのようにいっておられる。

「……19世紀から20世紀のはじめにかけて、アメリカ会計士の実務はことごとくイギリスのそれを範とし、会計実務の基準はすべてイギリスから伝えられた方法を

4 Henry Rand Hatfield, *Modern Accounting*, D. Appleton and Company, 1910, p. 356.

もって金科玉条としていた⁵のである。」

そのような点から、『近代会計学』にはイギリス会計学をそのままうけついでような側面もあることは否定できないが、しかし、基本的には当時のアメリカ会計学の現実的諸問題の解明にとりくんだものとする。この観点から、ハットフィールド会計学に多大の影響を与えたディクシー会計学をとりあげてみよう。

ただ、この点にたち入る前に、L. R. Dicksee, *Auditing: A Practical Manual for Auditors* (London, 1902) とそのアメリカ版である Robert H. Montgomery (ed.), *Auditing: A Practical Manual for Auditors* (1905) の相違について検討してみよう。そのことが、ハットフィールド『近代会計学』は、ディクシー会計学との類似にもかかわらず、それのたんなる紹介ではなく、主体的な意味内容をもつものであることを、そしてさらには、どこに主要な問題があったのか、ということ側面より明らかにすることになると考える。

モントゴメリー編『監査論』はディクシー『監査論』のアメリカ版であることはいうまでもないが、それにもかかわらず、両者の間には若干の相違がある。その両者の違いについて、アメリカ版の序文においてモントゴメリーはつぎのように記している。

「ここにおさめられた内容の大部分は、ディクシーのイギリス版をその言葉どうりにのせたものである。そのディクシーのイギリス版は何年もの間、イギリス、アメリカ両国の監査についての標準的文献となってきたものである。したがって、両者(イギリス版、アメリカ版—引用者)の間の主要な相違はイギリスとアメリカの会計用語、法律、慣習の間に存在する多くの相違によってもたらされたものである。」⁶

5 黒沢清, 前掲論文, 260ページ。

6 Robert H. Montgomery (ed.), *Auditing: A Practical Manual for Auditors*, New York, 1905, p. 7.

たしかに、両者の相違の多くは、法律および用語の違いによってもたらされているようである。しかし、それ以外に重要な敘述内容の違いがあることに注目しなければならない。その違いは主として資本(金)に関連するところにある、と考える。

たとえば、アメリカ版では第7章「勘定および貸借対照表の様式」の「資産側」なる項において、イギリス版では論じられていないつぎのような記述がある。

固定資産を土地、建物、機械、特許権等として区分表示する「貸借対照表を作成する場合の主要な困難は、第1に、巨額の発行株式にバランスさせるための資産の過大評価であり、そして、それにともなつてすべての固定資産を一括して表示することによって真実をかくしたくなる誘惑である。第2は、多くの持株会社や合同の場合には、固定資産は多数の段階をへている(所有者が何回もかわっているということと一引用者)ので、その最初の実体(identity)がわからないということである。」⁷

つまり、資本の水増にともなう資産の過大評価にからむ問題がアメリカ版では独自に論じられているのである。このことは、世紀の転換期のアメリカにおいて一般化していた巨額の水割株式の発行と、それにともなう資産の不明瞭表示⁸という会計実務にふれたものである。しかも、このことはアメリカ会計において特徴的な問題である。

さらにまた、株式プレミアムについて、アメリカ版とイギリス版はそれぞれつぎのように記している。

<アメリカ版> 「株式発行によるプレミアムはむしろ特別なプレミアム勘定、すなわち、資本剰余金(Capital Surplus)に貸記されるべきである。そして、それらはその後の貸借対照表においても別項目で示されることがのぞましい。しかしなが

7 Ibid., pp. 210~211.

8 拙稿「アメリカ独占確立期の資本水増とプロモーター利得」『同志社商学』第21巻第3号, 1969年。

拙稿「アメリカ独占確立期における無形資産会計実務」『同志社商学』第20巻第5・6号, 1969年, 299~300ページ。

ら、これらのプレミアムを積立金 (Reserve) や損益勘定にさえ貸記することに対して、それを禁止する法律はない。

株式の引受や発行に対して手数料が支払られる場合には、まず、株式を(引受一引用者) シンジケートに対して額面で発行することによって、手数料支払に前もって対処するの⁹が普通である。なぜなら、大部分の州においては株式を合法的に額面以下で発行することはできないからである。¹⁰」

これに対し、イギリス版には株式の引受シンジケートに対する発行についての論述はまったくなく、つぎのように記されている。

<イギリス版> 「株式の発行によるプレミアムは特別な積立金 (Reserve Fund) に貸記されるべきである。そして、*Burrows V. Matabele Gold Reefs and Estates Company, Lim.* の判決からすれば、これらのプレミアムは会社の資本金の永久的部分を形成し、したがって配当平均化のために利用できない、と考えねばならないであろう。

1910年1月1日以降株式の割引発行が合法となった。¹¹」

さらにまた、第4章の公益企業、運送業等の会計についての考察は、イギリス版とアメリカ版では相当に異っており、アメリカ版はアメリカの実務にそくして書かれているところが多い。

このようにみてくると、同じディクシーの監査論でありながら、アメリカ版とイギリス版は同一ではなく、しかも内容的に異なる重要なところが、

9 会社は発行手数料その他の支払のための運転資金を必要とするわけであるが、当時のアメリカにおいては、その運転資金を、引受人に株式を寄贈させ、それを販売することによって調達することがかなりあった。なぜなら、株式を割引発行することができなかったので、まず株式を額面通りに発行されたものとして株式引受人に渡し、その一部分を会社に寄贈させる。会社はその贈与株式はすでに一度額面通りで発行された株式であるがゆえに、額面以下で売却してもかまわない、というのである。対処するとはこのようなことをさしているのである。

10 Montgomery (ed), *op. cit.*, p. 47.

11 Lawrence R. Dicksee, *Auditing: A Practical Manual for Auditors*, London, 1902, p. 31.

株式資本に関係するところであることは注目すべきことである。¹²このことはモントゴメリー編『監査論』はディクシー『監査論』のたんなる複写ではなく、アメリカ版という制約のもとできわめて不十分ではあっても、当時のアメリカ会計実務の問題点と、その解決のための努力を示したものと考えられる。そこで、アメリカ版、イギリス版の相違が示唆する問題を考慮に入れながら、ハットフィールド会計学はディクシー会計学から何を継承したのかを検討してみよう。

II 資産評価論への影響

さきにも引用したように、ハットフィールドは、論争の余地ある問題のほとんどは株式会社の貸借対照表および株式資本に関する問題と関係があるという。そして、利益の算定についてのもっともむずかしい問題は、投資資本の価値の変化と機械の減価償却の認識に関係している、¹³といっている。つまり、広い意味での資産評価に関する問題と資本(金)に関する問題とを主要な問題としてとらえていたといえよう。そこでまず、この資産評価についてのディクシー会計学の影響についてみてみよう。

ハットフィールドは資産評価を論ずるに先だち、資産と損費との区別について論及している。¹⁴これは、いわゆる資本的支出と収益的支出の区別である。ディクシーは“支出が企業の収益力増加のためになされたか否か”¹⁵ということを区別の基準にしているが、ハットフィールドはこのような考

12 ハットフィールド会計学とディクシー会計学の内容上の相違の1つも、のちにみるように、この資本会計にある。ディクシー会計学においては株式資本金に関することはほとんど論及されていないが、ハットフィールドの *Modern Accounting* においては株式発行に関する会計がかなり重要な問題として論じられている。20世紀初頭におけるアメリカ会計実務の問題点を示すものである、と考える。

13 Hatfield, *op. cit.*, p. 356.

14 *Ibid.*, pp. 72~74.

15 Dicksee, *op. cit.*, p. 71.

え方は保守主義のゆえにはめられるとしても、経済変動などのために利益の一般的低下が起るならば、かかる基準は適用できない、としている。そして、もっとも一般的に認められているのは、その取引が固定資産の価値の増加をもたらす実質的恒久的性質のものであれば、その増加額は資産勘定に計上されるということである、¹⁶ という。

このように処理内容そのものについては、ディクシーの主張が受けつがれているものではないが、期末に評価されるべき資産か否かがまず資本的支出・収益的支出区別の基準によって分けられるという考え方はイギリス会計学の継承であろう。しかし、ハットフィールド会計学には一方ではドイツの貸借対照表能力論の発想も入っており、必ずしも截然としているわけではない。

つぎに、中心問題である評価論にうつろう。

ディクシーは資産評価の原則は“going concern”の基準によるべきことを主張する。

「大多数の普通の企業の主要な目的は事業を継続することであるから、貸借対照表に表示される資産はその観点から評価されることが、唯一の公正な評価である。」¹⁷

個人企業は株式会社と比較して短命であるが、企業そのものは設立者よりも永く生ることはたしかである。しかし、その場合には所有者の変更があり、資産の再評価をともなうことになる。したがって、通常の決算においては清算や再評価について考える必要はない。「かかる評価の基準は“as a going concern”として知られているものである」¹⁸。このことは、貸借対照表に表示される資産は、すべて going concern にとっての資産価値によって計上されるべきである、¹⁹ ということになる。そして、この going

16 Hatfield, *op. cit.*, p. 73.

17 Dicksee, *op. cit.*, p. 179.

18 *Ibid.*, p. 180.

19 *Ibid.*, p. 182.

concern の強調は、具体的には価格変動による損益の排除、原価主義、実現主義の主張となるのである。この点を固定資産、流動資産の評価論を通じて考察してみよう。

〈固定資産の評価〉

ディクシーは資産の使用、時の経過等による減価と価格変動とをまず区別している。なぜなら、減価償却は営業と結びついて生ずるものであり、利益にチャージされるべきものであるが、価格変動は企業外の要因から生ずるまったく偶然的な価値変動であり、営業損益とは別ものであるからである。したがって、価格変動は利益にチャージされない、としている。また、価格変動が利益にチャージされない理由の根底には、配当可能利益算定の問題があることも論じている。いわく、

「かかる変動額を損益勘定に記入することは、実際の取引の結果を混乱させ、あいまいにし、比較を不可能でないにしても、困難にするであろう。その上、すでにのべたように、損益勘定は実際に存在し、そして配当に合理的に利用しうる残高を示すようにつくられるべきである。したがって、価格変動の結果は損益勘定に決して影響を与えるべきではない。²⁰」

このように、固定資産については価格変動による増価も減価も、その計上を否定している。このことは当然固定資産の再評価を否定することになる。

「……固定資産を再評価することは減価償却と同様、価格変動をも考慮に入れざるをえない、したがって、実際の営業成績をあいまいにする混乱要因を勘定に導入することになる、²¹ということ²¹を心にとどめなければならない。」

そして、さらに固定資産の再評価が不必要な理由を機械を例にとって説明している。

20 *Ibid.*, p. 183.

21 *Ibid.*, p. 200

機械の評価はその償却費が定額法、定率法のいずれで計算されようが、専門の評価人の評価額とことなる。その理由は、専門の評価人は市場における機械の価値を考慮に入れるが、製造業者は自己にとっての価値にのみ関心をもっているからである。また、再調達原価の変動は償却されるべき機械の原価に何の影響も与えるものではないから、市価の変動を考慮に入れる必要はない、とするのである。²²

したがって、ディクシーは固定資産については、具体的には「原価一減価」による評価を主張するのである。その場合の各種固定資産の減価償却率については、つぎのようにのべている。

土地：減価なし

建物：技術と材料によって非常にことなる。

のれん：減価償却しない

馬：15～20%（勘定の開始残高の）

機械：7.5～12.5%

ボイラー：10～15%

道具：便宜的に棚卸評価されることが多い。

機械以外の設備：5～7.5%（陳腐化の危険が少ないので償却率が低い）

船：減価の状況が非常にことなるので一般的にはいえない。²³

このように、ディクシーの固定資産評価論は“going concern にとっての価値”の具体的展開として、“固定資産の所有者にとっての価値”を位置づけている、と考えられる。そして、そのことによって、評価替、価格変動の認識を否定し、「原価一減価」を主張するのである。さらに、価格変動の認識を否定する根底には配当利益の問題があることはさきにも指摘したとおりである。このことは評価論が資産の評価そのものとして独自の

22 *Ibid.*, p. 201.

23 *Ibid.*, pp. 202～206.

に論じられているのではなくして、配当利益との関連において、さらにいえば、「利益」が評価を規定する関係において論じられている、ということである。

ハットフィールドの固定資産評価論は、より整理されてはいるものの、ここに考察したディクシーのそれと基本的にはことなるところはない。ハットフィールドは「固定資産の市場価値の変化は継続企業価値に影響しないという原則によって無視される²⁴」として原価主義を強調し、さらに積極的に減価償却費の費用性を強調して、「基本的な法則は、減価償却費は利益の決定以前に見積られる何か冷酷な不可避なものである²⁵」としている。しかし、減価償却費の決定については一般原則が存在しないことを強調し、州際商業委員会の主張を引用している。

「車両が使用される条件は大きくことなるので、すべての鉄道に対する統一的な減価償却率を合理的に決定することはできない。もちろん、適正率はその財産の耐用年数に逆比例して変化する。そしてその減価償却率の決定には財産の耐用年数に影響を与えるものは、何んでも考慮に入れられなければならない。」²⁶

このことは、償却率の決定は個々の企業の固定資産の使用条件によって決められること——このことはそれぞれの企業の収益力にあわせての償却率の決定ということへの道をひらく——を合理化することになる。

ハットフィールドの固定資産評価論はディクシーのそれにきわめてよく似ている。しかし、これをたんなる模倣とか紹介として評価することはあやまりである。19世紀末から20世紀初頭のアメリカにおいて展開された合同運動が株式の巨額の水割をともない、それに照応して、借方の固定資産が2倍にも水増された独占も数多く存在した。このような状況のなかで、固定資産の評価替がなされるとしたら、たちまち巨額の評価損を計上し、

24 Hatfield, *op. cit.*, p. 82.

25 *Ibid.*, p. 136.

26 *Ibid.*, p. 142.

まったく配当ができなくなることは明らかである。しかも、巨額の水増資本をもつすべての独占体の収益力が、ことにその創立期においては、水抜をおこないつつ一定の配当を安定してつづけられるほど十分なものであったわけではない。そこに、減価償却率は基本的には個々の資産が使用される条件によって決まるという考え方を必要とする要因の1つが存在している、と考える。理論的にはジモン・レームのドイツ主観主義評価論に依拠しながら、具体的処理、評価手続についてはディクシー会計学に深く学びつつ展開されたハットフィールドの固定資産評価論は、当時のアメリカの会計実務に見事に照応していた、とみるべきである。

＜流動資産の評価＞

流動資産の評価も理論的には、さきに引用した資産評価の一般原則である“going concern としての評価”にしたがうのであるが、しかし、その関連はかならずしも明らかではない。

継続企業評価の内容は、企業は永久に存続すべきものであり、したがって、価格変動についての考慮は不必要であるとともに、企業が永久に維持されることを保障するために、企業の諸設備はつねに有効な状態に保持されなければならない、とするものである。²⁷この考え方は、固定資産には価格変動の認識の否定＝原価主義、減価償却費の計上へと直線的につながるが、流動資産へのつながりは必ずしも明瞭ではない。わずかに、その関連を示すものはつぎの程度の主張にとどまっている。

「原則として、すべての資産が貸借対照表に表示される金額は……かかる資産の価値によって……規定されるべきである。」²⁸(傍点一引用者)

この“価値”という言葉が、ドイツ主観価値説という“価値”に近い内容として語られているものと思われるが、そのことについては何らふれる

27 Dicksee, *op. cit.*, p. 180.

28 *Ibid.*, p. 182.

ことなく、資産を固定資産と流動資産とに分類して、それぞれの評価論を論じているにすぎない。

「企業の全目的は可能なかぎり早い機会に流動資産を現金にかえる—あるいは、かえうるようにする—ことであるが、その換金ということがこれらの資産の基本的な特徴である。したがって、即時実現の要素がその資産価値の重要な内容なのである。記憶さるべき唯一の点は、製造利益は生産が完了したときに稼得されるが、販売利益は売上が完了したときにのみ得られる、ということである。いずれの利益も予測・見積されてはならない。²⁹……」

このように、ディクシーはさきに引用した「かかる資産の価値」ということに関連させてか、流動資産の評価のところでは、まず「換金性」、「即時実現」の特徴を指摘するとともに、利益の見積を否定している。

さらに、棚卸資産、損益などの具体的な評価についてのべているが、その見解は必ずしも明解ではないように思える。

ディクシーは「流動資産の評価」のところにおいては、Richard Websterの見解を示しながら、つぎのようにいうだけである。

「……棚卸資産評価のもっとも科学的に正しい方法は、売価マイナス平均売上利益で計上することである。平均売上利益を超過して実現される利益は実際には販売による利益ではなく、購買による利益であることが示唆される。……当時認められたこの主張はもっともらしくみえ、また実務的にも非常に便利なやり方である。しかし、それぞれの商品の利益が同じでないかぎり、それは安心して採用できる方法ではないであろう。³⁰」

つまり、ここには具体的にどのような方法がよいか、のべられていない。しかし、他のところにおいて、判例では流動資産の価格上昇を計上することが認められるとしても、会計士団体は実際に販売がなされるまでは計上を

29 *Ibid.*, pp. 183~184.

30 *Ibid.*, p. 184.

認めない方向に傾くと考えられる、³¹として実現主義を主張している。また、一方では「実際の市場価値をこえて貸借対照表に計上されるべきではない……」³²としている。このことは、棚卸資産については事実上低価主義を主張していることになる。

一方、モントゴメリーが編集したディクシー『監査論』のアメリカ版では、St. Louisでの会計士会議におけるA. L. Dickinsonの講演を引用して、この点を明瞭にのべているのは対照的である。

「いかなる利益も商品が現実に売却されるまでは実現されえないものであるかぎり、販売が有効になるまで利益を計上することは安全でない。したがって、厳密に原価で計上されるべきであって、売却がなされていないその会計年度に利益を計上してはならない。これが、この種の資産（棚卸資産—引用者）の評価を規定する理論である。他方、原材料や製品の価格が年度末に原価以下にさがっていることがある。商品が売られるまでは、その損失が究極的に実現するかどうか決めることは不可能だとしても、とにかく、その可能性は存在する。……したがって、棚卸資産の一般的ルールとして、いわゆる“低価法”が考え出され、大多数の保守的商企業によって用いられている。³³」

このように、イギリス版は棚卸資産評価の一般論としては保守主義—低価法の採用を明確に主張してはいない。しかし、各論においては低価法の採用を明確に示しているところがある。

やや特殊な問題であるが出版会社の著作権についてのディクシーの主張についてみてみよう。ここには問題が特徴的に示されているように思える。

多くの出版会社は決算に際して、著作権勘定を実際原価に関係なく棚卸評価するという方法をとっている。もちろん、必要なときには原価が切り下げられることがのぞましい。しかし、著作権の価値を増価する主張は、goodwillの価値を増値し、

31 *Ibid.*, p. 275.

32 *Ibid.*, p. 278.

33 Montgomery (ed), *op. cit.*, pp. 211~212.

その差額を損益勘定に貸記するために使われる論法と同じである。その版權から、将来巨額の収益があがることが確実であるとしても、それを当期の収益として計上することは妥当ではない。「他方、版權を評価替増価することによる実際の影響が、版權全体の帳簿価値を増加させないかぎり、かかる版權を評価替増価しても大きな被害はない、ということは一般に認められるであろう³⁴」。

ここには、減価は認めるが増価は認めないという保守主義評価の主張が明確に示されるとともに、その評価論はたんに資産を過少に表示することの問題ではなく、それを通じての利益（配当可能利益）の問題であることが示されている。この版權勘定に端的に示されている考え方は、投資の評価においても同様に示される。

投資の市価が原価以下に下った場合には、簿価を市価にまで下げるべきである、ということは必ずしも強制的ではない。しかし、その場合には、個々の投資価額を修正するのではなく、損失に対する準備金勘定としての投資変動勘定(Investment Fluctuation Account)に下落額を計上すべきである。また、市価が原価を超過する場合に、投資の価額を評価替増価することは、まったくのぞましくない。このような増価額を収益に貸記することは、のれん価値のみせかけの増価を収益に貸記するのと同様に、明らかに誤りである。ただ資産を評価替増価しても、その増価額を配当を平均化することに利用できない準備金に貸記するのであれば、目だった害悪はない。³⁵

このように、ディクシーの流動資産評価論は、資産評価の一般原則としての“継続企業価値評価”との関連を明らかにすることなく、低価主義評価をとっている。しかも、そのことをむしろ配当可能利益算定に規定される問題として論じている。

ハットフィールド『近代会計学』の流動資産評価論は、理論的にはドイツ主観価値説の影響を強くうけて“going concern valuation”を貫徹させ

34 Dicksee, *op. cit.*, p. 91.

35 *Ibid.*, pp. 109~110.

ようとしている。

「もし人が誠実かつ偏見のない判断で棚卸評価をすることができるとするなら、原価にかえて現在市場価値で計上することは反対されるべきではなく、むしろ、すすめられるべきことである。まことに、さきに示された評価の第1原則である“継続企業”の原則は、厳密な論理においては、販売のための商品は現在の販売価格から販売費用を差し引いたもので評価されることを要求する。³⁶」

しかし、ハットフィールドは理論的にはこのように時価主義評価を主張しながら、一般には低価主義がひろく用いられていることを、つけくわえることを忘れない。³⁷

以上のように、ディクシー評価論は“継続企業としての評価”を、評価の一般原則とし、その具体的展開として、固定資産については価格変動を無視した「原価一減価」による評価を主張し、流動資産については“継続企業としての評価”との関連がやや不明瞭なままに、低価主義評価を主張している。これに対し、ハットフィールド評価論は、評価の一般原則および固定資産評価についてはディクシー評価論と軌を一にしながら、流動資産評価については、理論的には時価主義評価論の立場にたっている。ディクシー、ハットフィールド評価論の類似・相違はこのようなところにあるが、もっとも重要な側面は、ハットフィールド評価論が当時のアメリカ会計実務の主要な問題点である固定資産評価について、固定資産の水増を表面化させない「原価一減価」による評価を、“継続企業としての評価”によって合理化することをディクシー評価論(そしてジモン、レームにも)に学んでいることである。しかも、その評価論は資産の貸借対照表価額そのものの決定に主要な意味があるのではなく、固定資産の水増を企業の収益力に応じておこないつつ、配当を可能とする利益を算出するために必要と

36 Hatfield, *op. cit.*, p. 101~102.

37 *Ibid.*, p. 102.

される評価論なのである。つまり、配当可能利益に規定される評価を合理化するための評価論である。ハットフィールドはそのような内容をもつ評価論を、ディクシーの評価論をかりて論じたのである。

Ⅲ 配当可能利益算定への影響

当時の会計理論体系からすれば、配当可能利益は通常の企業においては、期末資産の負債・資本に対する超過額として貸借対照表において示される³⁸のであるから、配当可能利益の算定は資産・負債・資本の算定の問題である、といえる。したがって、いままでの資産評価論についての考察は同時に配当可能利益についての考察である、ともいえるが、配当可能利益の算定にはさらにいくつかの問題がある。

原則的には、企業の払込資本が完全に維持されるだけの準備金が計上されないかぎり利益は分配できない、ということであるが、このような準備金に対する必要性が、イギリスでは多くの判決によって多少疑問になってきた。その判決のうち主要なものは、Lee v. The Neuchatel Asphalt Company, Lim., Verner v. Commercial and General Trust, Lim., Wilmer v. McNamara and Co., Lim., Dovey v. Cory などの係争事件での判決である。³⁹これらの事件の判決は、当期において利益が存在するなら、枯渇性資産の減価償却費、投資有価証券の価格下落による損失、前期の欠損金などを控除せずに配当をしてもよい、というものであった。

ディクシーはこれに対して、損益勘定の借方・貸方に計上される諸項目を検討することによって、配当可能利益を明らかにしようとしている。

まず、貸方収益項目については便宜的につきのように分類しようとし、その各々について論及している。

38 Dicksee, *op. cit.*, p. 270.

39 *Ibid.*, p. 271.

- a) 現金の受取はないが、完了した取引による利益
- b) 未完了の取引による利益（請負工事，あるいは将来引渡される売却済商品による利益）
- c) 完了し、現金を受取った取引による利益
- d) 固定資産あるいは流動資産の価格騰貴によって生ずる利益
- e) 遂行される事業の性格に付随しない利益⁴⁰

このうち、a, b, cについてはさして問題はない。dについてはすでにある程度ふれたように、流動資産の価格変動による利益は法律的にはその計上を認める判決もあるが、会計士団体としてはその計上を否定する方向にある。また、固定資産の評価益計上が否定されることは、すでにふれたように当然である。そこで、もっとも問題があるものはeについてである。この項目に入る本来の営業活動に付随しない利益の代表的なものとは、株式あるいは社債のプレミアムや失権株剰余金などである。このような源泉の利益についての慣習は積立金(Reserve Fund)に貸記することであるが、これが最善の方法である、という。しかし、特別の規定がないかぎり、会社がその積立金の一部あるいは全部を損益勘定にうつし、配当にあてるのをやめさせることはできない⁴¹、としている。

つぎに借方費用側については、以下のように分類している。

- a) 当該期間に適正にチャージしうる費用
- b) 他の期間にも適正に分配しうる費用
- c) 偶発債務
- d) 減価償却費
- e) 流動資産の価格変動によって生ずる損失
- f) 固定資産の価格変動によって生ずる損失
- g) 損失にそなえての準備金
- h) 創業費⁴²

40 *Ibid.*, p. 274.

41 *Ibid.*, pp. 275~276.

42 *Ibid.*, p. 277.

費用側についても、ほとんどの項目はすでに検討したとおりであるが、f, gについて考察しておこう。fの固定資産評価損については、固定資産の恒久的な収益力が減少したのでないかぎり、それに対する準備金の計上は不必要である、としている。gの損失にそなえての準備金については、配当支払のために利益が分配される以前に、正当に考えられるあらゆる偶発損失にそなえて十分に準備金がつくられるべきである、としている。そして、このようないわゆる Reserve Fund は、将来の損失にそなえるだけの十分な残高がないかぎり、配当平均化のために用いられてはならない、⁴³としている。

このように、ディクシーの配当可能利益に対する考え方は、営業活動から生ずる利益を中心にすえており、固定資産についての減価は配当可能利益の算定に際して考慮する必要はないとする判決（さきに示したような）などとは、考え方を異にしている。

ハットフィールドもディクシー会計学の影響を強く受けて、配当可能利益の考察については、さきにあげたイギリスの判決について論及しながら、いわば「会計士の立場」にたつべきことを主張しようとしているようである。たとえば、枯渇性資産についての減価償却費の計上は配当可能利益の算定に際して不要であるとした Lee v. Neuchatel Asphalte Company, Lim. の判決について、つぎのようにのべている。

「この判決は会計士の実務にも教科書の教えるところにも反していたので、ただちに注目をひき、批判をよんだ。会計士団体の機関誌 *Accountant* での最近の討議において、そのことはほとんど世界的に非難された。判決は“会計の基本的な原則についての浅薄な理解”を示し、そして、“全ての実務にたづさわっている会計士や思慮ある人々の見解とまったく異なる”ものである、と主張された。⁴⁴」

43 *Ibid.*, pp. 278~279.

44 Hatfield, *op. cit.*, p. 205.

しかし、一方では、このような資本的損失を控除することなく配当するかどうかを決めるためには、そのことの合法性とともに、事業政策の面からも考えなければならないとし、事業政策から考えるなら、この Lee v. Neuchatel Asphalte Company の場合は枯渇性資産をとり扱う永久的事業ではないという企業の特性から、減価償却費を計上する必要のないことを支持している。⁴⁵このように、ハットフィールドは、資本的損失の処理あるいは利益（プレミアム、固定資産の評価益等）の配当可能性についての判決とは、理論的には異なる点も見せながら、実務的にはそれを妥当視するという側面も示している。ハットフィールドはいわば「判決の立場」と「会計士の立場」との間を実務が適当に選択することを認めようとした、と考えられる。このことはつぎの記述のなかに示唆されているように思える。

「論及した判決の多くは少くとも表面上は、会計士がかれの職業の基本的な原則であると考えていることと異っている。これらの矛盾のいくつかは、裁判所と会計士が専門用語に異なる意味を付しているということ認識することによって調整できる。困難は会計士が過去に広くおこなったように、保守主義に傾きつづけることによって避けることができる。なぜなら、裁判所は資本的損失の問題の場合のように、利益の過大表示を時々許すけれども、決して強制してはいないのであるから。」⁴⁶
 （傍点引用者）

ハットフィールドは、このように、配当可能利益の算定に関して弾力性を示し、実務への適合をはかっている、と理解できる。

お わ り に

ディクシー会計学は、評価論においても利益計算論においても、ハット

45 *Ibid.*, pp. 215~216.

46 *Ibid.*, pp. 230~231.

フィールド会計学に多大の影響を与えていることはここに考察してきたごとくである。評価論・配当可能利益の算定についてのハットフィールドの主張が、ディクシーのそれとあまりにも似ているところから、ハットフィールドの会計学はディクシー会計学の紹介にすぎない、というような理解がでてくるのであろう。しかし、わたくしは、そのようには理解しない。ハットフィールドがディクシーに学びえたのは、そのことによって当時のアメリカ会計実務の問題に対処しえたからである。したがって、それは無目的なたんなる紹介なのではない。ディクシー会計学に依拠して、巨額の資本＝資産水増をともなった企業合同によって生じたアメリカの会計問題にとりくんだのである。ディクシー会計学はそのことに役立つ範囲内で参考にされたのであり、また役立つことからこそハットフィールド会計学に影響を与え得たのである。事実、ハットフィールド会計学の他の重要な側面である株式資本金・剰余金論⁴⁷についてはディクシー会計学は影響力をもっていない。ハットフィールドは現物出資と関連させて、金庫株、未払込応募株式の貸借対照表能力、自己株式・贈与株式の処理などについて論じている。このことは当時のアメリカ会計学としてはきわめて重要な現実的問題であったはずである。これらの問題はアメリカの特徴的な問題であったがゆえに、ディクシーでは論じられていない。そのような、きわめてアメリカ的問題については、ハットフィールドは他国の文献を参考にすることはできず、当時のアメリカの状況にあわせて論じざるをえなかったのである。

一つの理論が、それ以前の理論とまったく関係なく突然に形成されるも

47 黒沢教授は「ハットフィールドにおける資本金論は、きわめて平凡で、何らの特色も見出されない……」(黒沢清, 前掲論文, 270ページ。)といわれるが、それは今日の資本金論の理論と比較して、その精粗を問題にされているからであろう。しかし、問題とすべきことは、その平凡といわれる理論が当時としてはどのような意味をもっていたか、ということである。

のではないのと同じように、ハットフィールド会計学もディクシー、ピックスレー、ジモン、レームなどの理論に大いに影響をうけている。そのことを無視することは許されない。しかし、ハットフィールド会計学を規定するものは基本的には理論系譜ではなく、その理論を必要とした当時のアメリカの会計実務である、ということこそ、もっとも重視されなければならない。